

番号	質問	回答
17	<p>①医療的ケア者の受入れについて、10年間の概算において上限額が設けられています。どのような根拠（例えば支援学校在籍者数）で算出していますか？</p> <p>②上限額を超える利用者の障がい状況の場合、指定管理者の力量にて対処していくのですか？</p>	<p>①以下の項目から、本市における医療的ケア者の増減を推計し、あいほうぶ吹田において、令和5年～令和8年では毎年3名、令和9年に1名の医療的ケア者の受入れを進め、それ以後1日の平均利用者数約60名で推移するものとし、債務負担上限額を設定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年8月現在で障がい支援区分認定調査項目上において医療的ケアありと認定された人数 ・厚生労働省による人口1万人当たりの医療的ケア児推計値及び推計値の伸び率 ・本市第4次総合計画の人口推計 <p>②募集要項16ページの表2において、医療的ケア者受入れ等に係る加算の上限額を設けていますが、医療的ケア者の受入れが市の見込みを超えて進み、当該加算額が上限を超える場合でも、指定管理委託料として支払います。ただし、お支払いする指定管理委託料の合計が、募集要項17～18ページの表5にお示しする債務負担行為限度額の10か年合計（2,313,616,000円）を超えると見込まれる場合には、増額補正を行い、予算を確保します。</p>
18	<p>プレゼンテーションの概要について、分かっている範囲で教えてください。</p>	<p>①時間は30分程度で、プレゼンテーションと質疑応答を行います。</p> <p>②プレゼンテーションの際に、プロジェクターに投影する等で機器が必要な場合は、事前にご相談ください。</p>